

6－39 建設工事等検査要領

土木工事検査基準

建設工事成績評定要領

建設工事成績評定結果閲覧要領

建設工事等検査要領	令和 8 年 4 月 1 日
土木工事検査基準	令和 8 年 4 月 1 日
建設工事成績評定要領	令和 8 年 3 月 1 日
建設工事成績評定結果閲覧要領	令和 8 年 4 月 1 日
愛知県建設局 一部改定	

目 次

1	建設工事検査要領	1
	様式一覧表	8
	様式第1(その1) 完成検査調書	9
	様式第1(その2) 完了検査調書	10
	様式第1(その3) 指定部分完成検査調書	11
	様式第1(その4) 指定部分完了検査調書	12
	様式第2 修補調書	13
	様式第3(その1) 検査結果通知書	14
	様式第3(その2) 指定部分完成検査結果通知書	15
	様式第4(その1) 出来形検査調書	16
	様式第4(その1:別紙) 出来形調書(建築工事)	17
	様式第4(その1:別紙) 出来形調書(土木工事)	18
	様式第4(その2) 既済部分検査結果通知書	19
	様式第4(その3) 既済部分検査結果通知書	20
	様式第5 工事検査記録	21
	様式第6 中間検査結果報告書	22
	様式第7(その1) 材料品検収調書	23
	様式第7(その2) 材料品検収調書	24
	様式第8(その1) 修補指示書	25
	様式第8(その2) 修補指示書	26
	様式第9(その1) 修補完了検査調書	27
	様式第9(その2) 修補完了検査調書	28
	様式第10(その1) 完成検査合格通知書	29
	様式第10(その2) 完了検査合格通知書	30
	様式第10(その3) 指定部分完成検査合格通知書	31
	様式第10(その4) 指定部分完了検査合格通知書	32
	様式第11 検査職員任命依頼書	33
	様式第12 検査職員任命簿	34
2	土木工事検査基準	1
1	土木工事検査基準	2
2	土木工事の検査方法	3
3	指導内容一覧表	
	(1) 指導内容一覧表	6
	(2) 中間検査表	7
	(3) 完成検査表	8
4	検査用具	9
3	建設工事成績評定要領	1
	建設工事の成績評定について	4
	様式第1 工事成績評定結果について(通知)	7
	様式第2 項目別評定点	8
	様式第3 工事成績評定結果の再通知について(通知)	9
	様式第4 工事成績評定に係る説明書(回答)	10
	様式第5 工事成績評定に係る再説明書(回答)	11
4	建設工事成績評定結果閲覧要領	1
	別紙 工事成績評定結果閲覧申出書	3
	様式第1(工事評定要領) 工事成績評定結果について(通知)	4
	様式第2(工事評定要領) 項目別評定点	5
	様式第3(工事評定要領) 工事成績評定結果の再通知について(通知)	6
	様式第2(委託評定要領) 委託業務成績評定結果について(通知)	7
	様式第2-1(委託評定要領) 項目別評定点	8
	様式第2-2(委託評定要領) 項目別評定点	9
	様式第2-3 項目別評定点	10

建設工事等検査要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、愛知県建設局の発注する工事（以下「建設局所管工事」という。）、都市・交通局の発注する工事（以下「都市・交通局所管工事」という。）及び建築局の発注する工事（以下「建築局所管工事」という。）に係る検査員の行う検査について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 工事 建設工事、測量、調査、設計、監理等及び工事用物件（契約金額が1件100万円以下のものを除く。）の購入をいう。
- 二 所長委任工事 愛知県財務規則第3条（流域下水道事業にあつては愛知県流域下水道事業財務規則第3条）により支出負担行為を行うことが所長に委任された工事をいう（建設工事で当初設計金額が1件3億円以上のもの及び調査、設計等の業務で公募型又は簡易公募型のプロポーザル方式並びに公募型又は簡易公募型の競争入札方式により受注者を決定するものを除く。）。
- 三 本庁施行工事 本庁において、支出負担行為及び施行をする工事をいう。
- 四 本庁契約工事 所長委任工事及び本庁施行工事以外の工事で、本庁において支出負担行為を行う工事をいう。
- 五 特別検査工事 所長委任工事で、当初契約金額が原則1件8,000万円を超える建設工事をいう。ただし、衣浦港務所及び三河港務所の建設工事にあつては、当初契約金額が1件1,000万円を超えるものをいう。
- 六 契約者 建設工事にあつては請負者を、測量、調査、設計及び監理等（以下「委託業務」という。）にあつては受注者を、工事用物件の購入にあつては納入者を表し、県と契約を締結した者をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- 一 完成検査 完成検査は次の場合に行うものとする。
 - ア 建設工事が完成したとき。
 - イ 部分引渡しにおける指定部分に係る建設工事が完成したとき。
- 二 完了検査 完了検査は次の場合に行うものとする。
 - ア 委託業務が完了したとき
 - イ 部分引渡しにおける指定部分に係る委託業務が完了したとき
- 三 既済部分検査 既済部分検査は、次の場合に工事（工事用物件の購入を

除く。)の既済部分について行うものとする。

ア 部分払若しくは部分使用をしようとするとき。

イ 履行遅滞の場合において、継続施行を承諾しようとするとき。

ウ 工事の施行を中止しようとするとき。

エ 契約を解除しようとするとき。

三 中間検査 中間検査は、建設工事の適正な技術的施工を確保するために行うものとする。

(工事の検査)

第4条 建設局、都市・交通局又は建築局が所管する工事の検査は、次により行うものとする。

一 建設工事のうち、本庁契約工事及び特別検査工事の検査（部分使用に係る既済部分検査を除く。）並びに本庁施行工事の検査は、建設局長が行うものとする。

二 委託業務のうち、本庁契約工事及び本庁施行工事の検査は、本庁事業課長が行うものとする。

三 前二号以外の検査は、所長が行うものとする。

(検査員の任命)

第5条 検査員は、建設工事のうち、本庁契約工事及び特別検査工事の検査（部分使用に係る既済部分検査を除く。）並びに本庁施行工事の検査にあつては建設局長が、委託業務のうち、本庁契約工事及び本庁施行工事の検査にあつては本庁事業課長が、それ以外の検査にあつては所長が任命するものとする。

2 検査員は、職員のうちから任命するものとする。

3 検査員（工事用物件の購入に係る検査員を除く。）の任命の時期は次のとおりとする。

一 完成検査、完了検査

ア 本庁契約工事の建設工事にあつては工事完成報告書又は指定部分完成報告書の提出が、委託業務にあつては完了報告書又は指定部分完了報告書の提出が、特別検査工事にあつては工事完成検査依頼書又は指定部分完成検査依頼書の提出があったとき。

イ 所長委任工事（特別検査工事を除く。）及び本庁施行工事の建設工事にあつては、完成通知書又は指定部分完成通知書の提出が、委託業務にあつては完了通知書又は指定部分完了通知書の提出があったとき。

二 既済部分検査

ア 部分払の場合にあつては、既済部分検査の申し出があったとき。

イ 部分使用の場合にあつては、部分使用をしようとするとき。

ウ 履行遅滞の場合において、継続施行を承諾しようとするとき。

エ 工事の中止の場合にあっては、工事の施行を中止しようとするとき。

オ 契約解除の場合にあっては、契約を解除しようとするとき。

三 中間検査

建設局長又は所長が、中間検査の実施を必要と認めたとき。

4 工事用物件の購入に係る検査員は、契約締結のときに任命する。

5 建設工事のうち、本庁施行工事（建築局所管工事に限る。）の検査を依頼する場合は、本庁事業課長は、建設局長に検査職員任命依頼書（様式第11）により依頼するものとする。

（検査の時期）

第6条 完成検査は、建設工事の請負契約にあっては完成通知書を受理した日から14日以内、その他の契約にあっては完了通知書を受理した日から10日以内に行わなければならない。ただし、工事用物件の購入にあっては納入の都度遅滞なく行うものとする。

2 既済部分検査は、検査員任命後遅滞なく行うものとする。

3 前2項以外の検査は、必要なとき行うものとする。

（検査の基準等）

第7条 建設局及び都市・交通局が所管する建設工事の検査は、別に定める土木工事検査基準に基づき行うものとする。

（検査の準備）

第8条 建設局長は、建設工事のうち本庁契約工事及び特別検査工事の検査を行う場合は日時、検査員氏名及び検査対象工事名等を所長に通知するものとする。

2 所長は、前項の通知があったときは、次の各号について措置するものとする。

一 監督員及び契約者に対する検査実施の通知。

二 監督員及び契約者に対する測定器具・用具及び関係資料の整備並びに準備の指示。

三 その他必要と認める事項。

3 本庁施行工事（建築局所管工事を除く。）及び所長委任工事（特別検査工事を除く。）の検査は、前2項を準用するものとする。

4 建設局長は、建設工事のうち、本庁施行工事（建築局所管工事に限る。）の検査を行う場合は日時、検査員氏名及び検査対象工事名等を本庁事業課長に検査職員任命通知書（様式第12）により通知するものとする。

5 本庁事業課長は前項の通知があったときは、第2項各号に定める措置を行うものとする。

(検査の立会)

- 第9条 建設工事における検査は、監督員及び当該工事の契約者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会のもとに行うものとする。
- 2 委託業務における検査は、監督員及び当該委託業務の契約者又は管理技術者等の立会のもとに行うものとする。
 - 3 工事用物件の購入における検査は、前2項を準用するものとする。
 - 4 建設局長が行う検査（建築局所管工事を除く。）にあっては、所長若しくは所長の指名した職員も立会うことができるものとする。

(検査の実施)

- 第10条 建設工事の検査は、原則として現地において、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違及び品質性能、その他必要な事項について確認するものとする。
- 2 委託業務の検査は、契約書、設計図書及びその他関係図書等に基づき、成果品、その他必要な事項について確認するものとする。
 - 3 工事用物件の購入に係る検査は、納入の都度その給付の内容及び数量について確認するものとする。
 - 4 検査員は、完成及び完了検査の結果、その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をするものとする。

(完成及び完了検査の報告)

- 第11条 検査員は、完成及び完了検査を行ったときは、該当する検査調書（様式第1（その1～4））及び建設工事にあつては建設工事検査記録（様式第5）を作成し、建設工事のうち、本庁契約工事（工事用物件の購入を除く。以下本条において同じ。）、本庁施行工事及び特別検査工事にあつては建設局長に、委託業務のうち、本庁契約工事及び本庁施行工事にあつては本庁事業課長に、その他の工事にあつては所長に提出するものとする。この場合において、検査の結果その給付に不完全な部分があると認めたときは、該当する検査調書に修補調書（様式第2）を添えて提出するものとする。
- 2 建設局長は、本庁施行工事（建築局所管工事に限る。）について前項の調書の提出があつたときは、検査結果通知書（様式第3（その1））又は指定部分完成検査結果通知書（様式第3（その2））に当該調書を添えて本庁事業課長に通知するものとする。
 - 3 建設局長は、本庁契約工事及び特別検査工事について第1項の調書の提出があつたときは、検査結果通知書又は指定部分完成検査結果通知書に当該調書を添えて所長に通知するものとする。

(既済部分検査の報告及び通知)

第12条 検査員は、既済部分検査を行ったときは既済部分検査調書（様式第4（その1））を作成し、出来形調書（様式第4（その1別紙（建築））又は同（その2別紙（土木）））を添えて、建設工事のうち、本庁契約工事及び特別検査工事（部分使用に係る既済部分検査を行った場合を除く。）並びに本庁施行工事にあつては建設局長に、委託業務のうち、本庁契約工事及び本庁施行工事にあつては本庁事業課長に、その他の工事にあつては所長に提出するものとする。

2 建設局長は、建設工事のうち、本庁契約工事及び本庁施行工事（建築局所管工事を除く。）について前項の調書を受理したときは、既済部分検査結果通知書（様式第4（その2））により、本庁契約工事の場合は所長を経由して、本庁施行工事の場合は直接契約者に通知するものとし、本庁施行工事（建築局所管工事に限る。）について前項の調書を受理したときは本庁事業課長に、特別検査工事について前項の調書を受理したときは所長に、既済部分検査結果通知書（様式第4（その3））に当該調書を添えて通知するものとする。

3 本庁事業課長又は所長が第1項の調書を受理したとき又は前項の通知があつたときは、建設局長、都市・交通局長又は建築局長（以下「建設局長等」という。）若しくは所長は既済部分検査結果通知書（様式第4（その2））により契約者に通知するものとする。

(中間検査の報告)

第13条 検査員は、中間検査を行ったときは建設工事検査記録（様式第5）を作成し、四半期ごとに中間検査結果報告書（様式第6）に添えて建設局長又は所長に提出するものとする。

(工事用物件の購入に係る検査の報告)

第14条 検査員は、工事用物件の購入に係る検査を行ったときは材料品検収調書（様式第7（その1）又は同（その2））を提出するとともに納入が完了したときは、建設局長又は所長に完了検査調書を提出するものとする。

(修補の命令)

第15条 建設局長は、検査員から修補調書を受理したときは、修補指示通知書（様式第8）により本庁契約工事にあつては所長を経由して契約者に、本庁施行工事にあつては直接契約者に修補を命じるものとする。

2 所長は、建設局長から特別検査工事の修補調書を受理したとき、又は検査員から所長委任工事（特別検査工事を除く。）の修補調書を受理したときは、修補指示通知書により契約者に修補を命ずるものとする。

3 検査員は、修補を要する部分の内容が軽易であると認めた場合は、前2項

の規定にかかわらず、検査の際に修補指示書を契約者に交付することができるとする。この場合においては、その旨を修補調書に記載し、指示書の写しにより本庁契約工事及び所長委任工事にあつては所長に、本庁施行工事にあつては建設局長に通知するものとする。

(修補の確認)

- 第16条 完成及び完了検査を行った検査員は、修補の完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、修補の内容が軽易な場合には、実施状況に関する各種の記録及び工事写真等によりその内容を確認することをもって検査に代えることができるものとする。
- 2 前項の検査は、第5条から第11条まで及び第15条に準じて行うものとする。
- 3 検査員は、修補に係る検査を完了したときは速やかに建設局長又は所長に修補完了検査調書（様式第9）を提出するものとする。
- 4 建設局長は、本庁施行工事（建築局所管工事に限る。）について、修補完了検査調書を受領したときは、検査結果通知書又は指定部分完成検査結果通知書に同調書を添えて本庁事業課長に通知するものとする。
- 5 建設局長は、本庁契約工事及び特別検査工事について、第3項の修補完了検査調書を受領したときは、該当する検査結果通知書に同調書を添えて所長に通知するものとする。

(臨機の措置)

- 第17条 検査員は、検査にあたり、事態が重大かつ処理に急を要すると認める事項のあるときは、直ちに、本庁契約工事、本庁施行工事及び特別検査工事にあつては建設局長に、その他の工事にあつては所長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事成績の評定)

- 第18条 建設工事が完成したときは、その成績について別に定める建設工事成績評定要領により評定するものとする。
- 2 委託業務が完了したときは、その成績について別に定める委託業務成績評定要領により評定するものとする。

(完成及び完了検査結果の通知)

- 第19条 本庁契約工事及び本庁施行工事にあつては建設局長等が、所長委任工事にあつては所長が、検査の結果及び建設工事は工事目的物の引渡しの時期を、委託業務は成果品の引渡しの時期を検査結果合格通知書（様式第10（その1）（その2））により契約者に通知するものとし、本庁契約工事にあつては所長を経由するものとする。

- 2 本庁契約工事及び本庁施行工事にあつては建設局長等が、所長委任工事にあつては所長が、指定部分完成検査又は指定部分完了検査の結果及び建設工事は指定部分に係る工事目的物の引渡しの時期を、委託業務は指定部分に係る成果品の引渡しの時期を指定部分完成検査合格通知書（様式第10（その3））又は指定部分完了検査合格通知書（様式第10（その4））により契約者に通知するものとし、本庁契約工事にあつては所長を経由するものとする。

附 則

- 1 従前の要領は、廃止する。
- 2 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成22年11月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 11 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 12 この要領は、令和3年1月1日から施行する。
- 13 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 14 この要領は、令和4年3月1日から施行する。
- 15 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 16 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 17 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 18 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式一覧表

様式第1 (その1)	完成検査調書
様式第1 (その2)	完了検査調書
様式第1 (その3)	指定部分完成検査調書
様式第1 (その4)	指定部分完了検査調書
様式第2	修補調書
様式第3 (その1)	検査結果通知書
様式第3 (その2)	指定部分完成検査結果通知書
様式第4 (その1)	既済部分検査調書
様式第4 (その1別紙 (建築))	出来形調書
様式第4 (その2別紙 (土木))	出来形調書
様式第4 (その2)	既済部分検査結果通知書
様式第4 (その3)	既済部分検査結果通知書
様式第5	建設工事検査記録
様式第6	中間検査結果報告書
様式第7 (その1)	材料品検収調書
様式第7 (その2)	材料品検収調書
様式第8 (その1) (その2)	修補指示書
様式第9 (その1) (その2)	修補完了検査調書
様式第10 (その1)	完成検査合格通知書
様式第10 (その2)	完了検査合格通知書
様式第10 (その3)	指定部分完成検査合格通知書
様式第10 (その4)	指定部分完了検査合格通知書
様式第11	検査職員任命依頼書
様式第12	検査職員任命通知書

様式取扱い上の注意

本要領の様式は、建設工事を基本にして定めたものであるもので、委託業務の場合にあっては、各様式中「工事名、工事場所、請負代金額、請負者」を「委託業務名、納入場所、業務委託料、受注者」等に適宜改めて使用すること。

様式第1(その1)

完 成 検 査 調 書

愛 知 県 知 事 殿
(所 長)

年 月 日
検査員

検査の結果については、下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 負 代 金 額 金 円
- 5 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 6 完 成 年 月 日 年 月 日
- 7 請 負 者
- 8 検 査 年 月 日 年 月 日
- 9 検 査 結 果
- 10 摘 要

様式第1(その2)

完 了 検 査 調 書

愛 知 県 知 事 殿
(所 長)

年 月 日
検査員

検査の結果については、下記のとおりです。

記

- 1 委 託 業 務 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 納 入 場 所
- 4 業 務 委 託 料 金 円
- 5 履 行 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 6 完 了 年 月 日 年 月 日
- 7 受 注 者
- 8 検 査 年 月 日 年 月 日
- 9 検 査 結 果
- 10 摘 要

指 定 部 分 完 成 検 査 調 書

愛 知 県 知 事 殿
(所 長)

年 月 日
検査員

検査の結果については、下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額 金 円

5 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

6 指定部分完成年月日 年 月 日

7 請 負 者

8 検 査 年 月 日 年 月 日

9 検 査 結 果

10 摘 要 指定部分に相応する請負代金
出来形 %を認める.

指 定 部 分 完 了 検 査 調 書

愛 知 県 知 事 殿
(所 長)

年 月 日
検査員

検査の結果については、下記のとおりです。

記

1 委 託 業 務 名

2 路 線 等 の 名 称

3 納 入 場 所

4 業 務 委 託 料 金 円

5 履 行 期 間 自 年 月 日

至 年 月 日

6 指定部分完了年月日 年 月 日

7 受 注 者

8 検 査 年 月 日 年 月 日

9 検 査 結 果

10 摘 要 指定部分に相応する業務委託料
出来形 %を認める.

修 補 調 書	
不 完 全 な 給 付 内 容	修 補 を さ せ る 指 示 し た 内 容
指示書を交付しました。	

(注) 修補指示書を交付した場合は指示書写しの添付をもって代えることができる。

第 号
年 月 日

殿

建設局長

完成検査の結果について（通知）

年 月 日付け 第 号の依頼については、別紙のとおり検査しました。

第 号
年 月 日

殿

建 設 局 長

指 定 部 分 完 成 検 査 の 結 果 に つ い て (通 知)

年 月 日付け 第 号の依頼については、別紙のとおり検査しました。

既 済 部 分 検 査 調 書

愛 知 県 知 事 殿
(所 長)

年 月 日
検査員

検査の結果については、下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額 金 円

5 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

6 請 負 者

7 検 査 年 月 日 年 月 日

8 検 査 結 果 出来形 パーセント

様式第4 (その1 別紙(建築))

出 来 形 調 書		
1 工 事 名		
2 工 事 場 所		
3 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	
4 請 負 代 金 額	円	
(1) 出 来 形 パーセント	%	小数点第3位以下切り捨てる。
(2) 出 来 高	円	契約金額×4(1)×1/100
(3) 上 記 の 9 分 金	円	
5 前 払 金 額	円	
(1) 当 該 年 度 前 払 金		
(2) 当 該 年 度 出 来 高 予 定 額	円	単年度においては0とする。
(3) 前年度出来高予定額	円	単年度 } においては0とする。 初年度 }
(4) 当 該 年 度 前 払 い 金 額 の うち の 出 来 高	円	単年度 5(1)×4(1) 債務負担 {4(2)-5(3)}×5(1)/{5(2)-5(3)} ただし≤5(1)
6 支 払 済 額	円	前回までの部分払金額及び前年度までの前払金額
7 上 記 差 額	円	4(3)-5(4)-6
8 今 回 支 払 額	円	7の金額を万円単位にする。ただし債務負担行為等で、支払金額が決まっている場合はその金額
9 そ の 他		

様式第4(その1 別紙(土木工事))

出 来 形 調 書											
工 事 名											
路 線 等 の 名 称											
工 事 場 所											
請 負 代 金 額											
請 負 者											
工 期		自		年	月	日	至		年	月	日
既済部分検査年月日		年		月	日						
出来形パーセント		パーセント									
監 督 員											
内 訳											
費 目 ・ 工 種	種 別 ・ 細 別	単 価	設 計 高		出 来 高		考 備				
			数 量	金 額	数 量	金 額					

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事 印
(愛 知 県 所 長)

既 済 部 分 検 査 の 結 果 に つ い て (通 知)

年 月 日の既済部分検査の結果は、下記のとおりです。

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額 金 円

5 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

6 契 約 締 結 年 月 日 年 月 日

7 検 査 結 果 出来形 パーセント

様式第4（その3）

第 号
年 月 日

殿

建 設 局 長

既 済 部 分 検 査 の 結 果 に つ い て （ 通 知 ）

年 月 日付け 第 号の依頼については、別紙のとおり検査しました。

建設事務所
課

建設工事検査記録

担当事業課:		課		公単区分:	
工 事 名					
路線等の名称					
工 事 場 所					
工 事 費	設計金額	円	総括監督員 主任監督員 専任監督員		
	請負代金額	円			
	変更設計金額	円			
	変更請負代金額	円			
工期		自 年 月 日 至 年 月 日 変更至 年 月 日			
請負者			現場代理人 主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者		
完成年月日		年 月 日			
完成通知書受理年月日		年 月 日			
設 計 概 要	(当初)				
	(変更)				
検 査 区 分			検 査 意 見		
中 間 検 査	第 回	検査日 年 月 日	(進捗率 %) (計画 %)		
		検査員	- () - () - () - ()		
	第 回	検査日 年 月 日	(進捗率 %) (計画 %)		
		検査員	- () - () - () - ()		
	第 回	検査日 年 月 日	(進捗率 %) (計画 %)		
		検査員	- () - () - () - ()		
立会者 (県) (請)					
完成検査	検査日 年 月 日	判定	合 否	評定点	点
		意見・措置			
立会者 (県) (請)					

年度 第 回 中間検査結果報告書

建設局長 殿
(所 長)

年 月 日

検査員 職 氏名

中間検査の結果については下記のとおりです。

事 務 所 名	検査対象件数			検査件数			注意・指示件数			延注意・指示件数		
	公	単	計	公	単	計	公	単	計	公	単	計
計												

様式第7 (その1)

決 裁 欄				
収 支 等 命 令 者			出 納 員	
材 料 品 検 収 調 書				
年 月 日				
(収 支 等 命 令 者) 殿				
所属課(担当)名 検査員 職 氏名				
下記のとおり検収したので報告します。				
記				
品 名	数 量	単 位	品 質 ・ 形 状	
契 約 年 月 日		契 約 数 量		
路 線 等 の 名 称		納 入 期 限		
納 入 場 所		契 約 者		
備考			検収数量累計	

(注) この様式は、取得後直ちに全量を消費する原材料品で、原材料品出納簿の記帳を省略するものについて使用する。

様式第7 (その2)

物 品 出 納 通 知									
執 行 機 関 決 裁 欄					出 納 機 関 決 裁 欄				
収 支 等 命 令 者					出 納 員			記 帳	
下記の物品を 受入 払出 して ください。					備 考				
通 知	年 月 日				年 度		会 計		
材 料 品 検 収 調 書									
年 月 日									
(収 支 等 命 令 者) 殿									
所属課(担当)名 検査員 職 氏名									
下記のとおり検収したので報告します。									
記									
品 名		数 量		単 位		品 質 ・ 形 状			
契 約 年 月 日				契 約 数 量					
路 線 等 の 名 称				納 入 期 限					
納 入 場 所				契 約 者					
備 考						検収数量累計			

(注) この様式は、原材料品出納簿の記帳を省略しない原材料品について使用する。

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事
(所 長)
(検 査 員 職 氏 名)

修 補 の 指 示 に つ い て (通 知)

下記工事は、完成検査の結果、給付内容が不完全ですから、愛知県公共工事請負契約約款第3
3条の規定により、 年 月 日までに下記のとおり修補することを求めます。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額 金 円

5 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

6 不完全な給付内容

7 修 補 指 示 内 容

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事
(所 長)
(検 査 員 職 氏 名)

修 補 の 指 示 に つ い て (通 知)

下記委託業務は、完了検査の結果、給付内容が不完全ですから、愛知県〇〇〇〇契約約款第〇
〇条の規定により、 年 月 日までに下記のとおり修補することを求めます。

記

1 委 託 業 務 名

2 路 線 等 の 名 称

3 納 入 場 所

4 業 務 委 託 料 金 円

5 履 行 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

6 不完全な給付内容

7 修 補 指 示 内 容

修 補 完 了 検 査 調 書

愛 知 県 知 事 殿
(所 長)

年 月 日
検査員 職氏名

検査の結果については、下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額 金 円

5 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

6 完 成 年 月 日 年 月 日

7 修 補 完 了 年 月 日 年 月 日

8 請 負 者

9 検 査 年 月 日 年 月 日

10 検 査 結 果

11 摘 要

修 補 完 了 検 査 調 書

愛 知 県 知 事 殿
(所 長)

年 月 日
検査員 職氏名

検査の結果については、下記のとおりです。

記

1 委 託 業 務 名

2 路 線 等 の 名 称

3 納 入 場 所

4 業 務 委 託 料 金 円

5 履 行 期 間 自 年 月 日

至 年 月 日

6 完 了 年 月 日 年 月 日

7 修 補 完 了 年 月 日 年 月 日

8 請 負 者

9 検 査 年 月 日 年 月 日

10 検 査 結 果

11 摘 要

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事
(所 長)

完成検査合格通知書

下記工事は 年 月 日の検査に合格しました。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額 金 円

5 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

6 契 約 締 結 年 月 日 年 月 日

7 引 渡 し 年 月 日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事
(所 長)

完了検査合格通知書

下記委託業務は 年 月 日の検査に合格しました。

記

1 委 託 業 務 名

2 路 線 等 の 名 称

3 納 入 場 所

4 業 務 委 託 料 金 円

5 履 行 期 間 自 年 月 日

至 年 月 日

6 契 約 締 結 年 月 日 年 月 日

7 引 渡 し 年 月 日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事
(所 長)

指 定 部 分 完 成 検 査 の 結 果 に つ い て(通 知)

下記工事に係る指定部分は 年 月 日の検査に合格しました。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 額 金 円

5 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

6 契 約 締 結 年 月 日 年 月 日

7 引 渡 し 年 月 日 年 月 日

8 指 定 部 分 に 相 応 す る 金 円
請 負 代 金 出来形 %

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事
(所 長)

指 定 部 分 完 了 検 査 の 結 果 に つ い て(通 知)

下記委託業務に係る指定部分は 年 月 日の検査に合格しました。

記

1 委 託 業 務 名

2 路 線 等 の 名 称

3 納 入 場 所

4 業 務 委 託 料 金 円

5 履 行 期 間 自 年 月 日

至 年 月 日

6 契 約 締 結 年 月 日 年 月 日

7 引 渡 し 年 月 日 年 月 日

8 指 定 部 分 に 相 応 す る 金 円
業 務 委 託 料 出 来 形 %

様式第11

年 月 日

建設局長 殿

〇〇課長

検査職員の任命について(依頼)

下記工事の検査職員を任命してください。

記

- 1 検査の種類
- 2 工事名
- 3 路線等の名称
- 4 工事場所
- 5 請負代金額
- 6 請負者
- 7 工期
- 8 工事概要
- 9 専任監督員職氏名
- 10 検査希望年月日
- 11 完成予定年月日
- 自 年 月 日
- 至 年 月 日
- 年 月 日
- 年 月 日

様式第12

年 月 日

〇〇課長 殿

建設局長

検査職員の任命について(通知)

下記工事の検査職員を任命しました。

記

- 1 検査の種類
- 2 工事名
- 3 路線等の名称
- 4 工事場所
- 5 請負代金額
- 6 請負者
- 7 工期
- 8 工事概要
- 9 検査予定年月日
- 10 検査員所属職氏名
- 自 年 月 日
- 至 年 月 日
- 年 月 日

土 木 工 事 検 査 基 準

- 1 土木工事検査基準
- 2 土木工事の検査方法
 - (1) 一般的検査留意事項
 - (2) 施工管理に関する検査留意事項
 - (3) 施工状況に関する検査留意事項
 - (4) 工事別検査方法及び判定基準
- 3 指導内容一覧表等
 - (1) 指導内容一覧表
 - (2) 中間検査表
 - (3) 完成検査表
- 4 検査用具

1 土 木 工 事 検 査 基 準

(趣旨)

- 1 この基準は、愛知県が行なう土木工事の検査を適正に実施するため、建設工事等検査要領第7条の規定に基づき、検査の技術的な基準を定める。

(適用)

- 2 この基準は、建設工事等検査要領第3条に定める検査に適用する。

(検査方法)

- 3 検査は、別に示す「土木工事の検査方法」によるものとする。

(判定基準)

- 4 この検査の結果による合格値は原則として、土木工事標準仕様書及び土木工事施工管理基準、写真管理基準（以下「仕様書」という。）により適否の判断を行なうものとする。

(その他)

- 5 この基準に記載のない工種又は、この基準に定めていない軽微なものについては、検査員の判定によるものとする。

2 土木工事の検査方法

1 一般的検査留意事項

(1) 可視部分の検査

可視部分については、原則として検査員が実測検査し出来形を確認する。

可視部分の出来形については、実測すると共に施工管理データ（品質管理、出来形管理、工事写真をいう。）により検査する。

ただし、可視部分でも実測が困難な部分については、施工管理データにより検査する。

(2) 不可視部分の検査

不可視部分の出来形と品質は、施工管理データ及び監督員による立会、段階確認（工事標準仕様書 1－1－2 2 監督員による確認及び立会）の有無、出来形確認写真等により検査する。

(3) 使用材料の検査

使用材料の品質、規格、数量については、品質管理データ、品質証明書又は実測により検査する。

(4) 機械設備等の検査

機械設備等の機能、性能については、実際の操作により検査する。

(5) 構造物等機能の検査

構造物又は付属設備等の機能については、実際に稼動させて検査する。

(6) その他

（出来ばえ）仕上がり面、通り、すり付けなどの程度及び全体の外観を観察する。

（後片付け）工事完成後の現場整理状況や、起終点の取り付け状況等を確認する。

2 施工管理に関する検査留意事項

(1) 施工管理資料の整理状況

(2) 測定値の正確度及び規格値との関係

(3) 施工管理方法の適否

(4) 施工管理内容の状況

(5) 試験、測定、撮影等の監督員の立会の程度

(6) 施工管理結果の現場工事への反映状況

(7) 施工管理に対する全般的確認程度

3 施工状況に関する検査留意事項

項目	関係書類	留意事項
1 工事の監督	契約書、仕様書、土木工事監督要領	工事監督の状況確認、立会及び指示承諾協議事項の処理内容
2 工程管理	実施工程表、工事出来形報告書、工事打合せ書	工程管理状況及び進捗内容
3 工事施工		工法研究、施工方法及び手戻り（災害）に対する処理状況
4 支給品及び貸与品	支給書、受理書、仕様書、清算書及び返納書、その他の関係書類	支給、受領、使用及び返納の処理状況
5 貸与設備	貸与仕様書	借用及び使用状況、保管状況、整備及び返納処理状況
6 工事材料、解体及び発生材	仕様書、工事材料及び解体発生納入書等	工事材料、解体及び発生材の処理状況
7 立会・指示すべき施工及び調合	仕様書、工事打合せ書、記録資料	立会指示すべき施工及び調合の状況
8 現場管理	仕様書、工事打合せ書、関係法規等	現場管理状況、交通整理状況及び処理内容

4 各工事別検査方法及び判定基準

(1) 検査の方法

検査は、当該工事の出来高を対象として行うものとし、関係図書に基づく工事の実施状況、出来形及び品質について適否の判定を行うものとする。

(2) 実施状況の検査

実施状況の検査は、出来形管理、品質管理及びその他の実施状況に関する各種の記録（写真による記録を含む。）と、設計図書等とを対比し、各事項に留意して施工管理状況及び施工内容の適否の判断を行うものとする。

(3) 既済部分の検査

既済部分の検査は、位置及び出来形寸法、数量について、設計図書と対比して行うものとする。ただし、測定個所は出来形の現地形状に応じて検査員の判断により決定する。また、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて工事目的物を最小限破壊して検査することができるものとする。

(4) 品質の検査

品質の検査は、品質及び出来ばえについて、設計図書、仕様書と対比して行うものとする。

ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて工事目的物を最小限破壊して検査することができるものとする。

(5) 検査の判定基準

検査の判定は、土木工事標準仕様書及び土木工事施工管理基準の規格値に対比して、出来形、品質の適否を判定する。

(6) 測定方法

ア 検査項目は出来形寸法、品質、出来ばえ、位置、構造、機能等とし、出来ばえ、位置、構造、機能の検査は、検査員の技術的判断による。

イ 実測する検査箇所は、原則として、設計寸法の明示された箇所とする。

ウ 施工延長の検測については、図面の測点が杭等で明示されている場合は、延長の確認として、各測点間距離を抜取り測定することにより全延長の測定を省略することができる。

(7) 出来形規格値及び品質規格値

土木工事施工管理基準より出来形管理規格値は、「出来形管理基準及び規格値並びに品質管理規格値は、「品質管理基準及び規格値」の定めるところによる。

指導内容一覧表(参考)

- | | |
|--|--|
| <p>1 施工計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施工程表 (2) 現場組織表 (3) 安全管理 (4) 指定機械及び主要機械(船舶) (5) 主要資材 (6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地を含む) <ul style="list-style-type: none"> ア 一般事項 イ 具体的な施工方法 ウ 監督員による段階確認等 (7) 施工管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ア 工程管理 イ 出来形管理 ウ 品質管理 エ 写真管理 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 交通管理 (10) 環境対策 (11) 現場作業環境の整備(イメージアップ) (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (13) 法定休日・所定休日(週休二日の導入) (14) 変更計画書(新工種・安全管理) (15) その他 <p>2 指示・協議・提出・報告書等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施工体制台帳 (2) 工事等の承諾図 (3) 工事材料の品質規格に関する資料 (4) 工事打合せ簿 (5) 条件変更確認請求通知 (6) 部分使用等の協議書 (7) 工事カルテ登録 (8) 発生物件調書 (9) 安全対策の実施 (10) 借地契約書の写し (11) 履行報告書 (12) 段階確認報告書・施工状況把握報告書 (13) ICT及び遠隔臨場に関する資料 (14) 工事記録 (15) 施工プロセスのチェックリスト (16) 設計図書の照査 (17) その他 <p>3 工程の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の遅れ(20日以上遅れているもの) <ul style="list-style-type: none"> ア 労働者、機械等の不足による イ 他の関係機関との調整による ウ 用地、物件移転等による エ その他 (2) 実施工程表の管理状況* 履行報告より (3) その他 | <p>4 施工管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 出来形成果管理図表等 (2) 品質管理等資料 (3) 材料検収資料 (4) 写真管理 <ul style="list-style-type: none"> ア 出来形 イ 施工状況 ウ 準備工、仮設備工等 (5) 現場環境、イメージアップ (6) 条件明示の対応 (7) 建設発生土搬出伝票等 (8) 産業廃棄物管理台帳、マニフェスト (9) その他 <p>5 準備工</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事前測量、B.M.の設置 (2) 丁張の設置(位置、高さ等) (3) 工事現場、交通の安全管理 (4) 現場掲示物 (5) その他 <p>6 仮設備工</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 湧水・雨水等の排水処理 (2) 土留(仮締切)等の設置状況 (3) 仮設道路の設置管理状況 (4) 仮設工作物の機能・構造等 (5) その他 <p>7 施工状況</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 掘削(床堀)・盛土(埋戻) (2) 転圧・締固め (3) 杭・矢板打ち込み (4) 型枠・支保組立等 (5) 鉄筋加工・組立等 (6) コンクリート打設・養生等 (7) 施工目地・水抜き穴等 (8) 吹付け・塗装等 (9) 据付け・締付け等 (10) 植生(芝・樹木) (11) 安全対策等 (12) その他 <p>8 出来形</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 長さ・幅・高さ・法線等 (2) 品質 (3) 出来ばえ (4) 起終点の取り付け (5) 現地マーキング (6) 用地境界杭の設置 (7) 銘板の設置 (8) その他 <p>9 その他</p> |
|--|--|

(注) 中間検査等の実施の際、請負者に指示・指導した内容を上記項目から選び、その記号(番号)を工事検査記録(様式第5)の所定欄に記入する。

第 回 中 間 検 査 表					検査員		
事務所名		立会者	管理番号		公・単		
監督員		専任監督員・主任監督員・総括監督員		請負者立会			
検査年月日		令和 年 月 日	工事進捗率		% (計画 %)		
検 査 項 目			記 事		検 査 項 目		
					記 事		
1 施工計画書	(1)実施工程表			4 施工管理	(1)出来形成果管理図表等		
	(2)現場組織表				(2)品質管理等資料		
	(3)安全管理				(3)材料検収資料		
	(4)指定機械及び主要機械(船舶)				(4)写真管理		
	(5)主要資材				ア 出来形		
	(6)施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地を含む)				イ 施工状況		
	ア 一般事項				ウ 準備工、仮設備工等		
	イ 具体的な施工方法				(5)現場環境、イメージアップ		
	ウ 監督員による段階確認等				(6)条件明示の対応		
	(7)施工管理計画				(7)建設発生土搬出伝票等		
	ア 工程管理				(8)産業廃棄物管理台帳、マニフェスト		
	イ 出来形管理				(9)その他		
	ウ 品質管理				(1)事前測量、B.M.の設置		
	エ 写真管理				(2)丁張の設置(位置、高さ等)		
	(8)緊急時の体制及び対応				(3)工事現場、交通の安全管理		
	(9)交通管理			(4)現場揭示物			
	(10)環境対策			(5)その他			
	(11)現場作業環境の整備(イメージアップ)			6 仮設備工	(1)湧水・雨水等の排水処理		
	(12)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法				(2)土留(仮締切)等の設置状況		
(13)法定休日・所定休日(週休二日の導入)			(3)仮設道路の設置管理状況				
(14)変更計画書(新工種・安全管理)			(4)仮設工作物の機能・構造等				
(15)その他			(5)その他				
2 指示・協議・提出・報告書等	(1)施工体制台帳			7 施工状況	(1)掘削(床堀)・盛土(埋戻)		
	(2)工事等の承諾図				(2)転圧・締固め		
	(3)工事材料の品質規格に関する資料				(3)杭・矢板打ち込み		
	(4)工事打合せ簿				(4)型枠・支保組立等		
	(5)条件変更確認請求通知				(5)鉄筋加工・組立等		
	(6)部分使用等の協議書				(6)コンクリート打設・養生等		
	(7)工事カルテ登録				(7)施工目地・水抜き穴等		
	(8)発生物件調書				(8)吹付け・塗装等		
	(9)安全対策の実施				(9)据付け・締付け等		
	(10)借地契約書の写し				(10)植生(芝・樹木)		
	(11)履行報告書				(11)安全対策等		
	(12)段階確認報告書・施工状況把握報告書				(12)その他		
	(13)ICT及び遠隔臨場に関する資料						
	(14)工事記録						
	(15)施工プロセスのチェックリスト						
	(16)設計図書の照査				8 出来形	(1)長さ・幅・高さ・法線等	
	(17)その他					(2)品質	
3 工程の進捗管理	(1)工事の遅れ(20日以上遅れているもの)	日の遅れ		9 出来形	(3)出来ばえ		
	ア 労働者、機械等の不足による				(4)起終点の取り付け		
	イ 他の関係機関との調整による				(5)現地マーキング		
	ウ 用地、物件移転等による				(6)用地境界杭の設置		
	エ その他				(7)銘板の設置		
	(2)実施工程表の管理状況 * 履行報告より				(8)その他		
	(3)その他						
指導内容	-()			9 出来形	その他		
	-()						
	-()						
	-()						
	-()						
	-()						

完 成 検 査 表										検 査 員						
事 務 所 名						管 理 番 号				立 会 者						
検 査 年 月 日		令 和		年 月 日		現 場 代 理 人				主 任 (監 理) 技 術 者						
請 負 者						路 線 名 等										
総 括				主 任		専 任				円						
検 査 項 目						検 査 項 目										
検 査 等	中間検査 () %					有・無		(15)建設発生土搬出伝票等								
	既済部分検査 (設計 %出来形 %)					有・無		(16)産業廃棄物管理台帳、マニフェスト								
	工場検査					有・無		(17)工事記録								
	特記仕様					有・無		(18)施工プロセスチェックリスト								
								(19)その他								
1 施 工 計 画 書	(1)実施工程表					3		(1)品質管理結果								
	(2)現場組織表					品質管理		(2)品質証明書								
	(3)安全管理							(3)品質証明員								
	(4)指定機械及び主要機械 (船舶)							(4)品質管理資料								
	(5)主要資材							(5)その他								
	(6)施工方法 (主要機械、仮設備計画、工事用地を含む)					4		(1)出来形成果総括表								
	ア 一般事項					出来形管理		(2)測定結果総括表・測定結果一覧表等								
	イ 具体的な施工方法							(3)出来形図								
	ウ 監督員による段階確認等							(4)K. B. Mの記入								
	(7)施工管理計画							(5)社内規格の有無								
	ア 工程管理							(6)その他								
	イ 出来形管理					5		(1)着手前・完成								
	ウ 品質管理					写真		(2)施工状況								
	エ 写真管理					管理		(3)準備工・仮設備工								
	(8)緊急時の体制及び対応							(4)安全管理								
	(9)交通管理							(5)使用材料								
	(10)環境対策							(6)品質管理								
	(11)現場作業環境の整備 (イメージアップ)							(7)出来形管理								
	(12)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法							(8)現場環境								
	(13)法定休日・所定休日 (週休二日の導入)							(9)イメージアップ関係 (計上されている場合)								
(14)変更計画書 (新工種・安全管理)							(10)補償関係 (計上されている場合)									
(15)その他							(11)災害・事故写真 (発生した場合)									
2 指 示 ・ 協 議 ・ 提 出 ・ 報 告 等	(1)ICT及び遠隔臨場に関する資料							(12)条件明示の対応 (有る場合)								
	(2)工事等の承諾図							(13)現場揭示物等								
	(3)工事材料の品質規格に関する資料					6		(14)その他								
	(4)工事打合せ簿					出来形		(1)長さ・幅・高さ・法線等								
	(5)条件変更確認請求通知							(2)品質								
	(6)部分使用等の協議書							(3)出来ばえ								
	(7)工事カルテ登録							(4)起終点の取り付け								
	(8)発生物件調書							(5)現地マーキング								
	(9)安全対策の実施							(6)用地境界杭の設置								
	(10)借地契約書の写し							(7)銘板の設置								
	(11)履行報告書							(8)その他								
	(12)段階確認報告書・施工状況把握報告書					7		①土工の施工 (路盤工を含む) ②法覆工の施工								
	(13)条件明示の対応					指導事項		③ブロック積工の施工 ④構造物の施工 ⑤塗装工の施工								
	(14)施工体制台帳					事項		⑥植栽工の施工 ⑦舗装工の施工 ⑧設計と現地不一致 ⑨その他 (資料不備)								
現 場 検 査 測 定 結 果	工 種 名		測 定 位 置		単 位		設 計 値		実 測 値		差		規 格 値		備 考	
指 導 内 容	-()															
	-()															
	-()															
	-()															
	-()															
	-()															

4 検 査 用 具

区 分	用 具
共 通 検 査 用	布テープ（樹脂加工）、スチールテープ、コンベックスルール、リボンテープ（5 m）、箱尺、ポール、ピンポール、水系、垂球、勾配定規、トランシット、レベル、光波測量機、深淺測量器具、シュミットハンマー、検査用ハンマー、照明用ライト、カメラ、電卓、その他
一 般 破 壊 検 査 用	つるはし、スコップ、のみ、ハンマー、その他
舗 装 工 事 用	砂置換密度測定機、平坦性定規（3 m）、コアークッター、その他
コンクリート構造物 （小規模な構造物は除く。）	さく岩機、コアークッター、コンクリート切断用カッター、梯子、脚立、その他

建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、建設局の発注する建設工事（以下「建設局所管建設工事」という。）、都市・交通局の発注する建設工事（以下「都市・交通局所管建設工事」という。）及び建築局の発注する建設工事（以下「建築局所管建設工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者及び受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は契約金額が1件500万円以上の建設局所管建設工事、都市・交通局所管建設工事及び建築局所管建設工事とする。
（ただし指示票にて行う工事、主たる内容が草刈等役務提供の工事及びガス事業法に基づくガス工事は除く。）

(評定者)

第3条 建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事における工事成績の評定者は、建設工事等検査要領に定める検査員並びに土木工事監督要領に定める監督員とするものとする。
2 建築局所管建設工事における工事成績の評定者は、建設工事等検査要領に定める検査員並びに建築工事監督要領に定める監督員とするものとする。

(評定の方法)

第4条 評定は、契約ごとに独立して行うものとする。
2 評定は、工事の完成したときに評定を行うものとする。
3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

(評定の作業)

第5条 建設工事成績の評定は、建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事は、別紙 工事成績評定表（土木工事編）、建築局所管建設工事は、別紙 工事成績評定表（建築工事編）により行う。
2 建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事の評定作業の詳細は、別に定める建設工事成績評定作業の指針（案）により、建築局所管建設工事の評定作業の詳細は、別に定める建築工事成績評定作業の指針（案）により行う。

(評定表の提出等)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を本庁契約工事又は本庁施行工事については建設局長、都市・交通局長又は建築局長（以下「建設局長等」という。）に、所長委任工事については所長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 建設局長等又は所長は、評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、工事の請負者に対して、評定の結果を工事成績評定結果通知書（様式第1）に、項目別評定点（様式第2）を添付し通知するものとする。

2 前項に定める通知は、本庁契約工事にあつては所長を経由するものとする。

(評定の修正)

第8条 建設局長等又は所長は、第7条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 建設局長等又は所長は、前項の修正を行ったときは、工事成績評定結果再通知書（様式第3）により遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知しなければならない。

(修正後の評定)

第8条の2 前条の規定により、修正した評定の効力は、評定結果の修正通知後、将来に向かって生じるものとする。また、第7条による通知は前条の通知と同時に効力を失うものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日）を含む。）（以下「休日」という。）以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

なお、当該書面は、本庁契約工事又は所長委任工事にあつては所長に、本庁施行工事にあつては建設局長等に提出させるものとし、本庁契約工事にあつては、所長は当該書面を建設局長又は都市・交通局長に送付するものとする。

2 建設局長等は、前項による説明を求められたときは、説明請求回答書（様式第4）により回答するものとし、本庁契約工事にあつては所長を経由するものとする。

- 3 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 4 所長委任工事による工事において、第1項による説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。

(再説明請求等)

- 第10条 第9条第2項又は第4項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、回答した者に対して、再説明を求めることができる。
- 2 前項の書面の提出先は、前条第1項の規定によるものとする。
 - 3 建設局長等は、第1項による再説明を求められたときは、工事成績評定点等に対しては再説明請求回答書(様式第5)により回答するものとし、本庁契約工事にあつては所長を経由するものとする。
 - 4 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。
 - 5 所長委任工事による工事において、第1項による再説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 従前の要領は、廃止する。
- 2 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成25年9月26日から施行する。
- 10 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 12 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 13 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 14 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 15 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 16 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 17 この要領は、令和8年3月1日から施行する。

建設工事の成績評定について

建設局所管建設工事、都市・交通局所管建設工事及び建築局所管建設工事の成績評定については、下記のとおり行うものとする。

記

1 考查項目

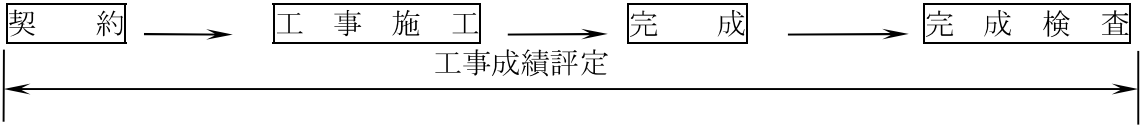
項目	細別	考查項目
1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者 （現場代理人等）	・工事成績評定表による
2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理 III 安全対策 IV 対外関係	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形 II 品質 III 出来ばえ	
4 工事特性	I 施工条件等への対応	
5 創意工夫	I 創意工夫	
6 社会性等	I 地域への貢献等	
7 法令遵守等	工事事故等による減点 総合評価による減点	
8 総合評価技術提案	技術提案履行確認	

2 評定点の決め方

採点の考え方

考查項目の細別項目ごとに5及び7段階（出来ばえのみ4段階で評定を実施）

(1) 説明図

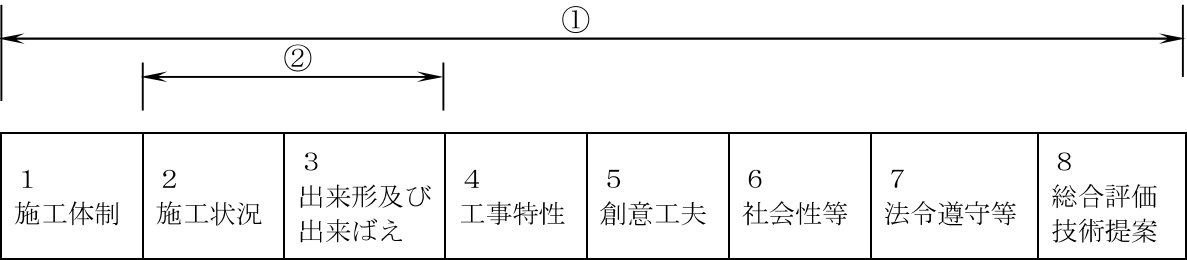


① 監督員による評定

建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事は、専任監督員、主任監督員及び総括監督員が行う。

建築局所管建設工事は、主任監督員及び総括監督員が行う。

- ② 検査員による評定
完成検査時に検査員が行う。



(2) 評定点の決め方

- 1) 評定方法
評定者に応じて採点結果に乗じて係数を決めており、この係数を乗じた結果を合計して評定点（整数）を決めている。

	建設局所管建設工事 都市・交通局所管建設工事	建築局所管建設工事
専任監督員	40%	
主任監督員	14.8%	40%
総括監督員	5.2%	20%
検査員	40%	40%

2) 評定区分

建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事

考查項目		専任監督員	主任監督員	総括監督員	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	○			
	II 配置技術者	○			
2. 施工状況	I 施工管理	○			○
	II 工程管理	○	○		
	III 安全対策	○	○		
	IV 対外関係	○			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	○			○
	II 品質	○			○
	III 出来ばえ				○
4. 工事特性	I 施工条件等への対応		○		
5. 創意工夫	I 創意工夫	○			
6. 社会性等	I 地域への貢献等			○	
7. 法令遵守等				○（減点）	
8. 総合評価技術提案				履行・不履行・対象外	

※4．5．6の評価については、「建設工事成績評定作業の指針（案）」による。
※総括監督員を置かない工事にあつては、総括監督員の評定区分を主任監督員が併せて評定する。

建築局所管建設工事

考查項目		主任監督員	総括監督員	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	○		
	II 配置技術者	○		
2. 施工状況	I 施工管理	○		○
	II 工程管理	○	○	
	III 安全対策	○	○	
	IV 対外関係	○		
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	○		○
	II 品質	○		○
	III 出来ばえ			○
4. 工事特性	I 施工条件等への対応		○	
5. 創意工夫	I 創意工夫	○		
6. 社会性等	I 地域への貢献等		○	
7. 法令遵守等			○ (減点)	
8. 総合評価技術提案			履行・不履行 ・対象外	

※総括監督員を置かない工事にあつては、総括監督員の評定区分を主任監督員が併せて評定する。

様式第1

第 年 月 日 号

所在地
名称
代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

工事成績評定結果について(通知)

貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 負 代 金 額
- 5 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日 年 月 日
- 7 評 定 点 〇〇点
- 8 本 工 事 の 業 種
- 9 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

- ・業種ごとに、過去2年間の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局（平成31年3月31日以前の組織における旧建設部及び令和3年3月31日以前の組織における旧都市整備局を含む。）の発注した工事の評定点の平均値が60点未満であった場合は、一定期間（最長6ヶ月）指名の対象とならないことがあります。
- ・業種ごとの工事成績評定点が65点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。

様式第2

項目別評定点

管理番号

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(3.3) 点
	II. 配置技術者	(4.1) 点
2. 施工状況	I. 施工管理	(13.0) 点
	II. 工程管理	(8.1) 点
	III. 安全対策	(8.8) 点
	IV. 対外関係	(3.7) 点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(14.9) 点
	II. 品質	(17.4) 点
	III. 出来ばえ	(8.5) 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	(7.3) 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(5.7) 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	(5.2) 点
7. 法令遵守等		
評定点合計		100 点

様式第3

第 年 月 日 号

所在地
名称
代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

工事成績評定結果の再通知について(通知)

貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を再通知します。
下記工事についての 年 月 日付けの通知は無効となります。
なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。
疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。
なお、説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 負 代 金 額
- 5 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日 年 月 日
- 7 評 定 点 〇〇点
- 8 本 工 事 の 業 種
- 9 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

・業種ごとに、過去2年間の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局（平成31年3月31日以前の組織における旧建設部及び令和3年3月31日以前の組織における旧都市整備局を含む。）の発注した工事の評定点の平均値が60点未満であった場合は、一定期間（最長6ヶ月）指名の対象とならないことがあります。
・業種ごとの工事成績評定点が65点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。

様式第 4

第 年 月 日 号

所在地
名称
代表者名（契約の相手方） 様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付して、この回答を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は に設けられた建設工事等成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。

疑問に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 疑問に対する説明
- 5 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

様式第 5

第 年 月 日 号

所在地
名称
代表者名（契約の相手方） 様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり
回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 疑問に対する再説明

建設工事等成績評定結果閲覧要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の発注する建設工事及び測量、調査、設計等委託業務に係る成績評定結果の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧対象とする工事)

第2条 閲覧対象とする工事及び委託業務は、別に定める建設工事成績評定要領（以下「工事評定要領」という。）及び委託業務成績評定要領（以下「委託評定要領」という。）の規定によるものとする。

(閲覧に供する成績評定書類)

第3条 閲覧に供する工事成績評定書類は工事評定要領に規定する工事成績評定結果通知書（様式第1）又は工事成績評定結果再通知書（様式第3）、並びに項目別評定点（様式第2）とする。なお、工事成績採点表、細目別評定採点表、工事成績採点の考査項目別チェック表、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表については閲覧に供しないものとする。ただし、評定された当該工事の請負者からの請求があったときは、当該請負者に限り閲覧することができるものとする。

2 閲覧に供する委託業務成績評定書類は委託評定要領に規定する委託業務成績評定結果通知書（様式第2）及び項目別評定点（様式第2-1、2-2、2-3）とする。なお、委託業務成績評定表（土木）、委託業務成績評定表（建築）、評価細目別評定採点表、委託業務採点表については閲覧に供しないものとする。ただし、評定された当該委託業務の受注者からの請求があったときは、当該受注者に限り閲覧することができるものとする。

(閲覧に供する成績評定書類の閲覧開始時期)

第4条 閲覧に供する成績評定書類は月単位でまとめ閲覧簿へ収録するものとし、閲覧開始時期は原則として当該対象工事及び委託業務の評定結果通知後の翌月以降とする。

(閲覧時期)

第5条 閲覧期間は、当該対象工事の完成検査を行った年度及び翌年度とする。

2 閲覧期間は、当該委託業務の完了検査を行った年度及び翌年度とする。

(閲覧場所)

第6条 閲覧場所は、本庁施行工事及び本庁施行委託業務にあつては県民相談・情報センターとし、その他の工事及び委託業務にあつては当該対象工事及び委託業務を所管する各地方機関の総務課とする。

(閲覧日時)

第7条 閲覧できる日時は愛知県開庁日の執務時間を原則とし、各閲覧場所の運用に従うものとする。

(閲覧の条件)

第8条 閲覧書類は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできないものとする。

2 閲覧しようとする者は閲覧書類を汚損または棄損してはならない。

(閲覧手続き)

第9条 地方機関で閲覧しようとする者は、閲覧申出書（別紙様式）に必要な事項を記入して閲覧するものとする。

2 第3条第1項又は第2項ただし書きにより閲覧しようとする者については、閲覧対象の成績評定結果の請負者又は受注者であることを確認の上、前項と同様の取り扱いにより閲覧するものとする。

3 閲覧しようとする者は、第8条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

附則1. この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

2. この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

3. この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

4. この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

5. この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

6. この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

7. この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

8. この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

9. この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。

10. この要領は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別紙様式

受付番号

工事成績評定結果閲覧申出書			
年 月 日			
事務所 港務所 御中			
申 出 人	氏 名 (名 称)		電話
	住 所 (所在地)		
(目的等)			

備考

- ・ 閲覧申出者が個人の場合は、当該個人の氏名及び住所を、閲覧申出者が法人等の場合は、当該法人等の名称及び事務所等の所在地を記入してください。
- ・ 閲覧した工事成績評定結果の写しの交付、同評定結果に対する説明書請求の閲覧を希望する場合は、行政文書の開示請求の手続きを行ってください。
- ・ 委託業務成績評定結果の閲覧申出にあっては、様式中「工事」を「委託業務」と読み替えます。

様式第 1（工事評定要領）

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
（愛知県〇〇〇所長）

工事成績評定結果について(通知)

貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の手続き等についての問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 負 代 金 額
- 5 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日 年 月 日
- 7 評 定 点 〇〇点
- 8 本 工 事 の 業 種
- 9 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

- ・ 業種ごとに、過去 2 年間の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局（平成 3 1 年 3 月 3 1 日以前の組織における旧建設部及び令和 3 年 3 月 3 1 日以前の組織における旧都市整備局を含む。）の工事成績評定点の平均値が 6 0 点未満であった場合は、一定期間（最長 6 ヶ月）指名の対象とならないことがあります。
- ・ 業種ごとの工事成績評定点が 6 5 点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。

様式第2(工事評定要領)

項目別評定点

管理番号

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(3.3)点
	II. 配置技術者	(4.1)点
2. 施工状況	I. 施工管理	(13.0)点
	II. 工程管理	(8.1)点
	III. 安全対策	(8.8)点
	IV. 対外関係	(3.7)点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(14.9)点
	II. 品質	(17.4)点
	III. 出来ばえ	(8.5)点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	(7.3)点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(5.7)点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	(5.2)点
7. 法令遵守等		
評定点合計		100点

様式第3（工事評定要領）

第 年 月 日 号

所在地
名称
代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
（愛知県〇〇〇所長）

工事成績評定結果の再通知について（通知）

貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を再通知します。
下記工事についての 年 月 日付けの通知は無効となります。
なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。
疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。
なお、説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 負 代 金 額
- 5 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日 年 月 日
- 7 評 定 点 〇〇点
- 8 本 工 事 の 業 種
- 9 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

・業種ごとに、過去2年間の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局（平成31年3月31日以前の組織における旧建設部及び令和3年3月31日以前の組織における旧都市整備局を含む。）の発注した工事の評定点の平均値が60点未満であった場合は、一定期間（最長6ヶ月）指名の対象とならないことがあります。
・業種ごとの工事成績評定点が65点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。

様式第2 (委託評定要領)

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

委託業務成績評定結果について(通知)

貴社が受注した下記の委託業務について、愛知县委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付して、この通知を受けた日から 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の手続き等についての問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

- 1 委 託 業 務 名

- ## 2 路線等の名称

- ### 3 納入場所

- #### 4 業務委託料

- [illegible]

- 6 検 査 年 月 日 年 月 日

- 7 評 定 点 ○○点

- ## 8 本業務の業種

- 9 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

様式第 2－1（委託評定要領）

項目別評定点
管理番号：

考查項目		細別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定		
				管理技術者 主任技術者 (注 1・2) (評定点/満点)	担当技術者 (注 1) (評定点/満点)	照査技術者 (注 1・2) (評定点/満点)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	実施状況の評価	執行管理	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		品質管理	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		業務特性	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
		創意工夫	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
結果の評価		成果物の品質	点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
評定点の小計(注 3)			点/ 点	点/ 点	点/ 点	点/ 点
事故等による減点			点	点	点	点
契約不適合及び損害賠償による減点			点	点	点	点
その他()			点	点	点	点
総合評定点(注 3)			点 /100 点	点 /100 点	点 /100 点	点 /100 点

注) 1. 各考查項目の評定点及び満点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
2. 測量作業及び地質調査は、現場代理人及び主任技術者が、用地調査等業務は主任担当者が該当する。
3. 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し、整数としている。

様式第2-2 (委託評定要領)

項目別評定点
管理番号：

評価項目	評定の視点	業務評定・管理技術者 (注2)	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点/ 点	点/ 点
	的確な履行	点/ 点	点/ 点
	業務目的の達成度	点/ 点	点/ 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点/ 点	点/ 点
	打合せの理解度	点/ 点	点/ 点
	指揮系統の迅速性、確実性	点/ 点	点/ 点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	点/ 点	点/ 点
評定点の小計(注1)		点/ 100点	点/ 100点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
契約不適合及び損害賠償による減点		点	
その他()		点	
総合評定点		点/ 100点	点/ 100点

注) 1. 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し、整数としている。
2. 用地補償総合技術業務は、主任担当者が該当する。

様式第2-3

項目別評定点

管理番号：

評価項目	評価の視点	分類	業務評定点／満点
業務の実施能力	業務実施体制	基礎	1.00 点
	管理技術者の能力	基礎	2.00 点
	担当技術者の能力	基礎	2.00 点
業務の実施状況	業務履行中の説明資料【(途中成果物)】に関する評価	基礎	4.00 点
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎	2.00 点
		創意工夫	点
	与条件の理解、業務への反映【(設計提案)】	基礎	4.00 点
		創意工夫	点
業務目的の達成度	業務目的の達成度	基礎	20.00 点
	課題への対応	創意工夫	点
加減点小計（基礎項目）・・・①			35.00 点
加減点小計（創意工夫項目）・・・②			点
加減点合計（①＋②を 35 点満点換算）			35.00 点
評定点小計（標準点 65 点±加減点）			100 点
事故等による減点			点
契約不適合及び損害賠償による減点			点
その他（ ）			点
総合評定点			100 点

注) 【 】内は第2条第1項第七号に規定する業務のみ